

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2020/6/29号 (No. 359)

=====

【×切迫る】ジェトロ知財セミナーのご案内

日本貿易振興機構（ジェトロ）上海事務所・中国IPGが共催する「中国知財セミナー」について、申し込み締め切りが6月30日（火）に迫っております。定員には若干の余裕がありますので、奮ってご参加いただければ幸いです。

○開催概要

日時：2020年7月9日（木）15時～16時20分（中国時間）

形式：Web会議システムZoomを利用したオンラインセミナー

参加費：無料

議事：中米合意が中国の知財分野に与える影響について

万慧達知識産権事務所 パートナー弁護士 黄暉先生、李森先生

※詳細な情報は、以下の申し込みサイトにてご確認ください。

https://www.jetro.go.jp/form5/pub/pcb/202007_seminar

=====

○法律・法規等

1. 香港、「2020年商標（修訂）条例」を公布（香港知識産権署公式サイト 2020年6月19日）

○中央政府の動き

1. 中国政府、知財権強国の建設推進に関する重要政策を検討中（中国保護知識産権網 2020年6月23日）

2. 国務院、輸出品の国内販売切替の支援で「実施意見」 知財保護強化など（国家知識産権網 2020年6月23日）

3. 全国指導グループ弁公室、「権利侵害模倣品廃棄処分活動の強化に関する意見」で意見募集（国家市場監督総局公式サイト 2020年6月22日）

○地方政府の動き

1. 上海市知識産権局、華東政法大学と協力枠組み協定を締結（中国保護知識産権網 2020年6月24日）

2. 甘肅、「知的財産権保護のさらなる強化に関する実施意見」を公布（中国市場監督新聞網 2020年6月24日）

3. 武漢で電子商取引分野の知財保護活動ステーションが設立（国家知識産権網 2020年6月22日）

4. 広東で初の知的財産権金融サービスセンターが運用開始（中国打撃侵権工作網 2020年6月22日）

5. 山東省、知的財産権侵害・模倣品製造販売を取り締まる活動体制を整備（中国保護知識産権網 2020年6月19日）

6. 寧夏自治区、知財戦略実施活動部門間共同会議を開催（国家知識産権戦略網 2020年6月19日）

○司法関連の動き

1. 南昌知的財産権法廷、知財保護センターに巡回審判法廷を設置（南昌市場監督管理局公式サイト 2020年6月24日）

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 上海楊浦区、重点分野の知財侵害・模倣品摘発活動を推進(上海市知的財産権網 2020年6月24日)
2. 大連税関、日本向け郵便物から知財権侵害品を押収(中国打撃侵權工作網 2020年6月23日)
3. 全国の公安機関、「崑崙 2020」行動を推進 4700件余り摘発(中国打撃侵權工作網 2020年6月19日)

○ その他知財関連

1. 中国とマレーシア、PPH 試行プログラムの期間延長に合意(国家知識産権網 2020年6月24日)

● ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 香港、「2020年商標(修訂)条例」を公布★★★

香港政府は6月19日、「標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書」を香港で適用するための法的根拠などの内容を盛り込んだ、「2020年商標(修訂)条例」を公布した。

マドリッド協定議定書には、中国大陸部をはじめとする106カ国が加盟しているが、これまで香港には適用されていなかった。香港政府の商務と経済発展局の報道官は、「マドリッド協定議定書の適用は、香港の知的財産権制度を最適化させる重要な一環である。これにより、香港企業が海外複数の法的管轄地域で商標を取得しやすくなり、商標管理の時間とコストを節約できるだけでなく、ビジネス活動と知的財産権貿易を行う理想的な場所という香港の立場を強化することもできる」と説明している。

修訂条例にはマドリッド議定書に関する内容のほか、商標条例第559章に基づく刑事執行権限を香港税関当局に付与することや、現行の商標出願・登録制度における発効時間や遡及効に関する内容なども盛り込まれている。

修訂条例は、第5条および第4部のマドリッド議定書に係る箇所を除き、6月19日から施行されている。マドリッド議定書に係る箇所については、準備が整えば、商務と経済発展局長によって日付を指定して公告された後に施行される。

(出典：香港知識産権署公式サイト 2020年6月19日)

<https://www.info.gov.hk/gia/general/202006/19/P2020061900204.htm?fontSize=1>

○ 中央政府の動き

★★★1. 中国政府、知財権強国の建設推進に関する重要政策を検討中★★★

中国を「知的財産権大国」から「知的財産権強国」にすることを目指し、中国政府の各部門は現在、知財権の保護及び運用などに関する計画を系統的に立てて、関連トップダウンデザインの策定・完備を加速し、一連の政策細則も検討・発表することがわかった。

中国政府は知財戦略の新たな歩みを加速している。より多くの高価値コア特許を育み、知財権を源から保護することを強化し、知財権の価値実現ルートを円滑化する手配を急ピッチで進めている。

情報によると、関連部門は今後、知財権保護の強化をめぐり、営業秘密、不正競争防止などの分野の知財権民事・刑事訴訟の司法解釈の改正・起草作業を進めている。知財権の創造・運用の促進をめぐり、「専利ナビゲーション実施ガイドライン」を打ち出し、重点産業及び重点産業クラスターの専利(特許・実用新案・意匠)ナビゲーション活動などを推進するとしている。

(出典：中国保護知識産権網 2020年6月23日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/qt/202006/1952257.html>

★★★2. 国務院、輸出品の国内販売切替の支援で「実施意見」 知財保護強化など★★★

中国国務院弁公庁が6月22日、国内企業が海外への輸出用に生産した商品を国内販売に回すことを支援する政策、「輸出品の国内販売切り替えを支援するための実施意見」を発表した。

「実施意見」は、輸出品の国内市場での販売を支援することや、電子商取引の活用を含む販売ルート拡大、融資・保険による資金面の支援強化などの具体的な施策をまとめた。この中で、国内市場での販売支援について、参入規制の緩和や認証手続きの簡素化、優遇策の適用範囲の拡大などを求めるとともに、知的財産権の保護強化を強調した。

また、各地方の政府、国の関連部門に対し、輸出品の国内販売を支援する活動を重視し、それぞれの実情を踏まえた対応策を講じるよう要求している。

(出典：国家知識産権網 2020年6月23日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1149764.htm>

★★★3. 全国指導グループ弁公室、「権利侵害模倣品廃棄処分活動の強化に関する意見」で意見募集★★★

知的財産権侵害商品や模倣品などの廃棄処分を強化することで、人々の安全、健康を守り、市場環境の浄化を図るとし、全国の知的財産権侵害・模倣品製造販売摘発活動指導グループ弁公室（以下、「全国指導グループ弁公室」）は関連部門と共同で、「権利侵害・模倣商品の廃棄処分活動の強化に関する意見」の意見募集稿をまとめた。

意見募集の締切日は8月5日。提出方法は以下の通り。

▽国家市場監督管理総局公式サイトにアクセスし、オンラインで提出する。(URL：<http://www.samr.gov.cn>)

▽全国指導グループ弁公室に電子メール(qgsdb@samr.gov.cn)で提出する。

▽書簡で郵送する。宛先は、北京市西城区三里河東路8号 国家市場監督管理総局・執法稽查局(郵便番号100820)。

(出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2020年6月22日)

http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202006/t20200622_317320.html

○ 地方政府の動き

★★★1. 上海市知識産権局、華東政法大学と協力枠組み協定を締結★★★

6月22日、上海市知識産権局と華東政法大学が協力枠組み協定を締結した。

協力枠組み協定によると、市知識産権局と華東政法大学は、知的財産権分野の人材育成、知的財産権の国際交流・協力の促進、知的財産権の理論研究の深化、知的財産権の学術交流の強化、教育・研修訓練に関する協力の推進——の5つの側面から高いレベルの協力、交流を全面的に展開する。

双方は、資源の共有、優位性の相互補完、共同発展、知財保護理論の研究と実務能力の全面的な向上を図るとともに、上海市の「アジア太平洋地域における知的財産権の中心都市」「牽引型の知的財産権が強い都市」「5つの中心」「卓越なグローバル都市」などの構想の実現を支援することとしている。

(出典：中国保護知識産権網 2020年6月24日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/sh/202006/1952325.html>

★★★2. 甘肅、「知的財産権保護のさらなる強化に関する実施意見」を発布★★★

甘肅省はこのほど、「知的財産権保護のさらなる強化に関する実施意見」を発布した。厳格で統一的、迅速、平等な保護を求めるとともに、行政や司法、仲裁、業界自律などの側面からなる知財保護体制の整備と、法律や行政、経済など手段の総合的な運用を通じて保護能力、保護水準を全面的に向上させることを強調した。

「実施意見」は、知的財産権の保護制度の整備、権利侵害・模倣品の厳罰化、社会全体が一丸となって対応するメカニズムの確立、海外における権利保護活動の支援強化などに関する 18 の重点任務を明確にした。また、甘肅省の実情を踏まえた一連の施策を打ち出した。この中で、▽「甘肅省知的財産権保護条例」と地理的表示に関する地方法規の策定、▽「甘肅省専利条例」の改正、▽敦煌文化をはじめとする甘肅の伝統文化に関する保護弁法の策定——などが含まれる。

(出典：中国市場監管新聞網 2020 年 6 月 24 日)

<http://www.cicn.com.cn/zggsb/2020-06/24/cms128209article.shtml>

★★★3. 武漢で電子商取引分野の知財保護活動ステーションが設立★★★

武漢市知的財産権保護（青山区楽創互連）活動ステーションがこのほど青山区で設立式典を行い、運用を開始した。式典に合わせて、電子商取引分野の知的財産権保護に取り組む同活動ステーションは湖北省網商（ネット企業）協会と、「知的財産権サービス協定」を締結し、武漢市企業に電子商取引分野の知的財産権保護を呼びかけるイベントを共催した。

活動ステーションは、電子商取引企業と知的財産権の戦略的協力を展開し、武漢の電子商取引業界に向けて「インターネット+知財保護」の実現を支えることとしている。

武漢市市場監督管理局（知識産権局）は昨年、「武漢市基層知的財産権保護活動ステーション整備実施方案」と「武漢市基層知的財産権保護活動ステーション管理弁法」を発表した。今回の電子商取引分野を含めて、これまでに 9 つの活動ステーションが設立されており、企業や市民に普及啓発、業務指導、権利保護支援などのサービスを提供している。

(出典：国家知識産権網 2020 年 6 月 22 日)

<http://www.cnipa.gov.cn/dttx/1149711.htm>

★★★4. 広東で初の知的財産権金融サービスセンターが運用開始★★★

6 月 18 日、広東省初の知的財産権金融サービスセンターが広州開発区で銘板除幕式を行い、発足した。同センターが運営する「広州開発区金融サービス・スーパーマーケット」も同時に運用が開始された。

金融サービスセンターと金融サービス・スーパーマーケットには現在、金融機関 6 社と 6 つの知的財産権サービスセンター機関が入居している。知的財産権担保の登録代行窓口などを通じて、知的財産権担保融資や知的財産権資産の証券化に関する評価、技術転化などを含む「ワンストップ」サービスを提供する。

また、開発区の知的財産権担保融資を促進するために、政府が参与して設立した「知的財産権担保融資リスク補償資金プール」も運用開始された。その資金は、広州市黄埔区と広州開発区の民間企業、中小企業に知的財産権担保融資を提供したことで入居機関が被った損失の補償に用いられる。

(出典：中国打撃侵權工作網 2020 年 6 月 22 日)

<http://www.ipraction.cn/article/xwfb/gnxw/202006/315514.html>

★★★5. 山東省、知的財産権侵害・模倣品製造販売を取り締まる活動体制を整備★★★

山東省政府の知的財産権戦略実施活動指導グループ弁公室が 6 月 15 日、知的財産権侵害・模倣品製造販売を取り締まる活動の統一的な指導などを図る「知的財産権侵害・模倣品製造販売を取り締まる活動制度」を發布した。

「活動制度」によると、山東省の知的財産権侵害・模倣品製造販売摘発活動の担当部署は省の市場監督管理局をはじめとする 29 の部門である。市場監督管理局は、関係部門間の協調や、法執行協力体制の構築、段階的な活動任務の策定、共同検査チームの結成、活動への指導・督促などの日常業務を担当する。

また、「活動制度」には、会議、連絡員、情報送達、督促・検査、共同処理、状況報告に関する6つの活動制度を明確にした。

(出典：中国保護知識産権網 2020年6月19日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/sd/202006/1952202.html>

★★★6. 寧夏自治区、知財戦略実施活動部門間共同会議を開催★★★

寧夏自治区は先日、知的財産権戦略の実施活動に関する部門間共同会議を開催した。26の政府部門からの責任者が会議に出席した。

会議で、寧夏における国の「知的財産権の保護強化に関する意見」の実施状況が報告され、「寧夏回族自治区の知的財産権保護強化に関する実施意見」の審議が行われた。

共同会議の副主席を務める頼蛟氏は会議において、知的財産権の保護活動の重要性に対する認識を高め、協力のさらなる強化を通じて、地理的表示に関わる商標、商品の保護措置の拡大を含めた知的財産権活動の高品質な展開を共に推進するよう、各部門に要請した。

(出典：国家知識産権戦略網 2020年6月19日)

<http://www.nipso.cn/one news.asp?id=50478>

○ 司法関連の動き

★★★1. 南昌知的財産権法廷、知財保護センターに巡回審判法廷を設置★★★

南昌知的財産権法廷によって設置した第一巡回審判法廷は6月24日、中国（南昌）知的財産権保護センターで銘板除幕式が行われ、正式に運用が開始された。

南昌市の中級人民法院と市場監督管理局は、知的財産権法廷と保護センターを絆とした、知的財産権の迅速・共同保護体制の整備に取り組んでいる。今回の巡回審判法廷の設置により、同体制が本格的に確立されたことが示される。双方は今後、情報共有や業務提携、法執行協力などで実質的な一歩を踏み出し、行政と司法の連携を一層深め、知的財産権の保護における行政と司法の優位性の相互補完を図り、南昌をはじめとする江西省の経済・社会の発展を促進するようともに努めることとしている。

次の段階の具体的な施策として、中級人民法院と市場監督管理局は、双方が共同で発布した「知的財産権の協同保護の強化に関する若干意見」の徹底を推し進める方針である。

(出典：南昌市場監督管理局公式サイト 2020年6月24日)

<http://sgj.nc.gov.cn/ncsgj/rdxw/202006/0e9ef8c2469e4ffd9ec711006d0ae4b5.shtml>

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 上海楊浦区、重点分野の知財侵害・模倣品摘発活動を推進★★★

上海市楊浦区は、重点分野における知的財産権侵害・模倣品製造販売の摘発活動を強化するために、6月末まで特別キャンペーンを実施することとしている。

特別行動は摘発強化と再発防止を両立させながら、中国馳名商標や老舗商標、外国に関わる商標への保護強化を図るとしている。食品、化粧品、自動車部品、家電、装飾材料、アパレル、家具などの商品に重点を置き、卸売市場や主要な商店街、展示会などを中心に特別行動を進めている。登録商標と地理的表示の冒用、専用標識の不正使用や偽造などの違反行為を重点的に取り締まる。

6月8日に主要な商店街と展示会で実施されたエンフォースメントで、フィラ、アークテリクス、ハローキティなどのブランドを冒用したアパレル製品2000点余りが差し押さえられたという。

(出典：上海市知的財産権網 2020年6月24日)

<http://zscq.eastday.com/zscq/mtjj/n2512/u1ai26167.html>

★★★2. 大連税関、日本向け郵便物から知財権侵害品を押収★★★

遼寧省大連税関が管轄する大連郵便局税関はこのほど、日本向けに発送する郵便小包の中から知的財産権侵害疑義物品 73 点を発見し、押収した。

税関職員が X 線検査を行っていたところ、日本向け郵便小包の中から、高級ブランドの服やカバンなどが含まれているものを 3 点発見した。開封検査を実施したところ、GUCCI、The North Face、NIKE、Champion、Y-3 などのブランドが付いたバッグ 13 点、衣類 60 点が発見され、いずれも粗悪品であった。侵害疑義物品はすでに押収され、関連部門に引き渡され、現在も捜査が進められている。

大連税関は、引き続き知的財産権保護の特別行動を展開し、特に郵送による輸出入に対する取り締まりを強化し、「分割包装」や「小口郵便」の形で発送される郵便物を重点的に監視していくという。

(出典：中国打撃侵權工作網 2020 年 6 月 23 日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xwfb/tp/202006/315502.html>

★★★3. 全国の公安機関、「崑崙 2020」行動を推進 4700 件余り摘発★★★

公安部の統一的計画に基づいて、全国の公安機関は、知的財産権侵害・模倣品製造販売などを厳重に取り締まる「崑崙 2020」特別行動を推し進めている。今年、各種の知財侵害・模倣品関連事件 4700 件余りの摘発に成功し、消費者や企業の合法的權益の保護と良好な市場秩序の維持について、優れた成果を上げている。

公安部は昨年 6 月、食品薬品犯罪偵査局を設立した。同局は発足後、知的財産権侵害・模倣品の摘発に重点が置かれた、食品・薬品・環境関連の犯罪を取り締まる「崑崙」行動を展開してきた。

今年に摘発した 4700 件余りの中で、食品・薬品、自動車部品、家電、児童用品、建築材料、機械設備などに関わるものが多く、上海市公安機関が 21 人の容疑者を逮捕し、4 万 5000 点の偽薬を差し押さえた偽薬製造販売事件や、河南省公安機関が 57 人の容疑者を逮捕し、総額 1 億 7000 万元の模倣品を差し押さえた偽酒製造販売事件などが含まれる。

(出典：中国打撃侵權工作網 2020 年 6 月 19 日)

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/ywdt/202006/315295.html>

○ その他知財関連

★★★1. 中国とマレーシア、PPH 試行プログラムの期間延長に合意★★★

中国国家知識産権局 (CNIPA) とマレーシア知的財産公社 (MyIPO) は、特許審査ハイウェイ (PPH) 試行プログラムの期間延長に合意した。

両庁は、PPH 試行プログラムの試行期間を今年 7 月 1 日より、2022 年 6 月 30 日までに 2 年間延長する。PPH の申請手続きなどの変更はないという。

中国とマレーシアは 2018 年 7 月 1 日に PPH 試行プログラムを始めた。試行期間は 2 年間、今年 6 月 30 日に終了を迎える。

(出典：国家知識産権網 2020 年 6 月 24 日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1149779.htm>

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。主な活動には、年 5 回開催する予定の全体会合 (メンバー間の情報交換や各種講演を実施) や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_Glj5ntM53_3CF1ZAAZ

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved